

障害者診断書・意見書の作成について(肝臓機能障害)

【障害固定とみなす要件】

- 手術直後、入院直後等の急性増悪期段階を終了しており、積極的治療終了後、「3ヶ月」以上経過した安定した時期であること。
- 肝臓機能の重症度を示す検査の第1回検査所見日から180日以上アルコールを摂取していない状態であること。
- ※ただし、以下の場合、その限りではない。

〈例外1〉肝臓移植を行い、かつ、抗免疫療法を開始した場合

→抗免疫療法開始直後から申請可能

【検査所見】

- 診断日から6ヶ月以内の検査所見であること。
- 肝臓機能の重症度を示す検査所見については、90日以上180日以内の間隔をおいて実施した2回の診断・検査結果を記載すること。第2回目の検査は診断日から6ヶ月以内のものであること。

【認定基準】

- 医師必携を参照して下さい。

【その他特記事項】

- 平成28年4月1日付け肝臓機能障害に関する認定基準に改正がありました。詳細は医師必携を確認してください。